

**労使関係制度検討委員会WG(第26回)ヒアリング提出資料****「協約締結権を付与する職員の範囲拡大に伴う便益及び費用」について**

2009年11月18日

全国労働組合総連合

(公務員制度改革闘争本部)

標記にかかわって、ワーキンググループに示された検討事項もふまえ、全労連公務員制度改革闘争本部として以下のような意見を表明します。

**1、全労連闘争本部としての基本的な立場**

(1) 前回のヒアリングに際して、①公務員労働者の基本的人権の実現にかかわる労働基本権について、「人権保障も金次第」との視点から議論されることへの懸念、②労使交渉を通じて社会的、経済的地位の向上をめざすという観点をふまえ、基本的人権の回復という憲法価値の実現、労働条件決定への参加などの便益という視点の重要性などについて意見をのべてきたところである。

(2) 前回のワーキンググループの議論では、「コスト削減」を重視するかの傾向も見られ、その点からも、「便益及び費用」に固執した検討が行われることに賛成できないことを重ねて表明する。

そのことを前提にして、示された個別の検討課題について、全労連闘争本部としての意見を以下のようにのべる。

**2、「新たな制度における各論点の選択肢間での比較」にかかわって****(1)「交渉団体、交渉事項の範囲」について**

① 懸案となっている消防職員・監獄職員の団結権保障の課題を別にすれば、現時点で団結権が保障されている公務員労働者の範囲より、協約締結権が保障される職員の範囲の方が狭くなることも想定される。

② 交渉対象となる事項についても、現時点でも「管理運営事項の処理によって影響を受ける勤務条件は交渉事項」とされているところであり、新たな交渉制度の検討においても参考となる「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」第8条に規定される「団体交渉の範囲」や、現状の交渉内容と大きな差が生ずることは考えられない。

③ 以上もふまえたうえで、交渉団体、交渉事項の範囲についての費用負担を論ずることは、予断を持った制度設計の検討がおこなわれる危険性も考えられる。

したがって、これらの側面から費用負担の比較検討を行うことには賛成できない。

## (2) 「参考指標の調査公表・意見表明」「適正な勤務条件であることのチェック措置」について

- ① 調査の程度やチェック措置の内容は、結局のところ「国民の納得性」の程度との関係で検討されることになるものと考えられる。労働基本権の実現に否定的ではない最近の内閣府が実施した特別世論調査の結果もふまえれば、国民の納得を得るには、まさに参考程度の指標調査と労使交渉の透明性を担保することでも足りうると考える。
- ② 一方で、労使交渉による労働条件決定の制約を強めると言うことになれば、指標調査にしてもチェック措置にしても詳細な制度設計と人的措置が必要となるが、それだけの費用負担について国民の納得性が得られるか否かは定かではない。

いずれにしても、これらの側面から費用負担を比較検討することは困難であり、検討課題とすること自体が制度設計の検討に予断を与えることになりかねず、賛成できない。

## (3) 「調整システム」について

- ① 04年から08年までの5年間に、全国の労働委員会が扱った特定独立行政法人等関係の事件数は、新受件数でのべ26件である。全体に占める割合では1%にも達しておらず、費用負担を検討する条件にはないと考える。
- ② 調整システムは、全体の制度設計によって、その活用程度に差が出るのが想定される。例えば、権限外事項や管理運営事項を口実にした当局による交渉拒否が乱発されれば、労使関係は不安定化し、交渉不調の事例が増加することが十分に想定される。
- ③ 以上を考えれば、調整システムのみを取り出して費用負担の検討をおこなうことは困難であると考ええる。

## 3、今後の検討をすすめるにあたって

基本的な人権実現の課題にはかならない労働基本権問題についての具体的な制度内容も明確でないままに、便益や費用を抽象的に検討すべきではないことを改めて主張する。

仮に協約締結権付与にかかわる交渉制度に限定したとしても、制度は一体であり、全体を貫く設計思想がなければならぬ。その点で、制度の個別論点ごとに便益、費用を検討することは、議論を複雑化させるのみだと考える。

繰り返し強調しているように、権利としての労働基本権回復をめざすことを確認し、国際労働基準の水準にも適合する制度検討をおこなうことを明確にすべきである。

以 上